

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月8日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	三木市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/5/2160.html

執行機関名 三木市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	三木市福祉医療費助成条例(昭和48年三木市条例第33号)による福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの(母子家庭、父子家庭及び遺児)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三木市条例第31号)別表第1市長の項 (2)三木市福祉医療費助成条例(昭和48年三木市条例第33号)による福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	三木市福祉医療費助成条例(昭和48年三木市条例第33号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者(重度障害児を含む。以下同じ。)、高齢重度障害者、乳幼児等、母子家庭、父子家庭及び遺児に係る医療費の一部を助成し、もつてこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三木市福祉医療費助成条例(昭和48年三木市条例第33号)